

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、和歌山県企業ソムリエ委員会により、次代の和歌山県経済をリードするオンリーワン企業へと成長する可能性ある企業として認定された企業（以下「認定企業」という。）及び今後の努力により次の認定が期待される企業として激励賞に選定された企業（以下「激励賞企業」という。）が、ビジネスプランの実現に向けて実施する事業に必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認定企業及び激励賞企業がビジネスプランの実現に向けて実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 研究開発事業
- (2) 新商品開発事業
- (3) 販路開拓事業
- (4) 人材導入事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認めた事業

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助期間)

第4条 補助事業の補助期間は、認定企業にあつては2か年以内、激励賞企業にあつては1か年以内とする。ただし、補助金の交付決定は、当該年度に係る対象事業分について行う。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請するときは、規則別記第1号様式により作成した申請書に次に掲げる関係書類を添え、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第2号様式）
 - (3) 事業内容の詳細がわかる書類の写し
 - (4) 経費の積算根拠となる書類の写し
 - (5) その他参考資料
- 2 前項に規定する補助金の交付の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行うものとする。

- 2 知事は、前条第2項のただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定の際に減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付申請取下届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金変更承認申請書(別記第4号様式)に変更事業計画書(別記第5号様式)及び変更収支予算書(別記第6号様式)を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をするに当たり必要な条件を付することができる。

3 第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合

(2) 補助目的の達成に支障を来たさず、及び事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業遅延等報告書(別記第8号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の求めがあれば補助事業の遂行状況について、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業遂行状況報告書(別記第9号様式)を提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、規則別記第2号様式により作成した実績報告書に次に掲げる関係書類を添え、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)から20日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記第10号様式)

(2) 収支決算書(別記第11号様式)

(3) 事業成果の詳細がわかる書類の写し

(4) 経費の支出根拠となる書類の写し

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 知事は、前条第1項の実績報告の提出を受けた場合において、当該実績報告書に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に従って補正後の実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は第12条第1項又は前条第2項の実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条第1項の承認をした場合は、その承認の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金消費税額及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第12号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち規則第20条第2号及び第3号の規定により知事が処分を制限する財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものであるとする。

2 補助事業者は、前項の財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業財産処分承認申請書(別記第13号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間を経過している場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業取得財産管理台帳(別記第14号様式)により、補助事業完了後5年間、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(実施結果の企業化)

第18条 補助事業者は、補助事業(研究開発事業、新商品開発事業に係るものに限る。)実施の結果の企業化に努めるものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る企業化等状況について、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業企業化等状況報告書(別記第15号様式)により知事に報告しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合には、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る発明又は考案等について、特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業実施年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又は産業財産権等を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金産業財産権取得等届出書(別記第16号様式)を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、第18条第2項の報告等により、補助事業を実施した補助事業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(成果の発表)

第21条 知事は、補助事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者にその成果を発表させることができるものとする。

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
経費区分	内容		
謝金	専門家謝金	10分の10 以内	1か年につき 200万円以 内
旅費	専門家旅費、補助事業者の職員旅費		
需用費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、広告宣伝費、雑役務費、消耗品費、原材料費、調査研究費、会場整備費、保険料、受講料		
設備費	機械装置費、工具器具費、構築物費		
委託費	産業財産権等導入費、調査分析費、翻訳料、原稿料、人材導入費、機械装置・構築物外注費、ホームページ作成費		
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		

事業計画書

和歌山県 企業ソムリエ委員会 認定等年月日	年 月 日 認定 ・ 激励賞			
申請者 (会社名、代表者氏名等)	資本金 出資金		千円	
	従業員		人	
所在地	〒			
業種				
主要製品 (売上構成)				
全体事業費	事業計画名	総事業費(円)	補助対象事業費(円)	補助金申請額(円)
		計		
本補助金による 支援回数及び 支援金額	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目（1回目 年 月 日、金 円交付）			
他の補助金を 受けた実績	(この申請に関連して、過去に補助金等の交付を受けた、若しくは現在申請中の補助金があれば、その内容を記載してください。)			
主任担当者氏名 及び連絡先	所 属： 氏 名： 電 話： F A X： メール：			

事業計画書（つづき）

今回申請事業の内容	
事業計画名	
事業費 (円)	事業費： 補助対象事業費： 補助金交付申請額：
事業の主たる 実施場所	
事業日程	開始： 完了：
事業計画の内容	(研究開発、新商品の開発、販路開拓、人材導入事業の内容等を具体的に記載してください。)
事業実施体制	(事業を進める体制（専門家への依頼も含む）について記載してください。)
主なスケジュール	
期待される効果、 数値目標	

(注) 実施する事業ごとに作成してください。

収支予算書

1 収入内訳

（単位：円）

区 分	金額	資金の調達先
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
総 額		

2 支出内訳

（単位：円）

事業計画名	経費区分	経費の明細	補助事業に要する 経費	補助対象経費	補助金 交付申請額	備考
計						

- (注) 1. 収入内訳の総額と「補助事業に要する経費」の合計額が一致するように記載してください。
2. 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費をいいます。
3. 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいいます。
4. 「補助対象経費」には、消費税及び地方消費税は含まれません（補助対象外）。
5. 「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度額は「補助対象経費」に補助率を乗じた額以内の金額とします。
6. 経費の根拠となる見積書等を添付してください。

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金
交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金の交付の申請を下記の理由により取り下げたいので、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

交付申請取下げ理由

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
申請者
氏 名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金 変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた標記事業について、下記理由により変更したいので、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

- (1) 変更事業計画書（別記第5号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第6号様式）

変更事業計画書

今回申請事業の内容	
事業計画名	
変更内容 (○を付けてください)	1 事業費 2 事業の主たる実施場所 3 事業日程 4 事業計画の内容 5 事業実施体制 6 主なスケジュール 7 期待される効果、数値目標 8 その他
変更前	変更後

(注) 変更内容について、できるだけ詳細に記載してください。

変更収支予算書

1 収入内訳

（単位：円）

区 分	金額		資金の調達先
	変更前	変更後	
補助金			
借入金			
自己資金			
その他			
総 額			

2 支出内訳

（単位：円）

事業計画名	経費区分	経費の明細	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金交付申請額		備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
		計							

- (注) 1. 収入内訳の総額と「補助事業に要する経費」の合計額が一致するように記載してください。
 2. 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費をいいます。
 3. 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいいます。
 4. 「補助対象経費」には、消費税及び地方消費税は含みません（補助対象外）。
 5. 「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度額は「補助対象経費」に補助率を乗じた額以内の金額とします。
 6. 経費の根拠となる見積書等を添付してください。

別記第7号様式（第9条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金に係る補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業 遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金に係る補助事業について、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる（補助事業の遂行が困難になった）ので、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 遅延等の内容及び原因
- 2 遅延等に対する措置
- 3 補助事業の進捗状況及びこれに要した経費
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

別記第9号様式（第11条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所
氏 名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業 遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金に係る補助事業の遂行状況について、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第11条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)

補助事業遂行状況報告書

事業計画名	事業内容	事業遂行状況	備考
		<p>実施状況</p> <p>○月○日 を 実施</p> <p>○月○日 を 実施</p>	

事業実績書

事業計画名	
事業の目的	
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
主任担当者	
事業の成果	事業の達成度（5段階自己評価）（ ）
今後の課題	
今後の予定	

1. 実施した事業ごとに作成してください。
2. 事業の一部を専門家、大学、他の企業等に委託した場合は、委託先、委託期間、委託内容等を記載してください。
3. 展示会出展事業を実施した場合は、出展先、出展品、出展期間、来場者数、商談件数等を記載してください。
4. 参考となる資料、試作品等があれば添付してください。

収支決算書

1 収入内訳

（単位：円）

区 分	金 額	資金の調達先
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
総 額		

2 支出内訳

（単位：円）

事業計画名	経費区分	経費の算出明細				補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金交付 充当額	備 考
		内容	仕 様	数 量	単 価				
計									

3 事業費の支出明細

経費区分	経費の算出明細	補助対象金額

(注意) 支出経費の見積書、発注書(契約書、請書)、納品書、請求書、振込書等(支払を確認できるもの)を必ず添付してください。

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

年度和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金
消費税額及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------------------------------------|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

注意 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%に相当する額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象ではない。

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
申請者
氏 名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業
財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた和歌山
県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金に係る補助事業において取得した下記
の財産を処分したいので、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付
要綱第17条の規定により下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由

- 5 添付書類
 - ・取得価格のわかる書類の写し
 - ・時価のわかる書類の写し

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業
取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	保管場所	備考

記載事項

- 1 対象となる所得等は、取得価格又は効果の増加価格が本交付要綱第17条に定める額以上の財産とします。
- 2 財産名の区分は、（ア）原材料（イ）構築物（ウ）機械装置・工具器具費（エ）無体財産権（産業財産権等）（オ）その他
- 3 数量は同一規格等であれば一括して記載可能とします。なお、単価が異なる場合には分割して記載してください。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載してください。

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助事業
企業化等状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金に係る補助事業に関し、 年度の企業化状況について、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第18条の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙（別記第15号様式関連）

年度和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金 企業化状況報告書

1 補助金交付年月日 平成 年 月 日（補助金額 円）

2 補助事業の実施結果の企業化等の有無

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1 補助事業の実施結果の企業化 | 有 | 無 |
| 2 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3 その他の補助事業の実施結果の他への供与 | 有 | 無 |

企業名

実施計画名	補助金 確定額	補助事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度までの 補助事業に係る 支出額	基準納付額	前年度までの 補助事業に係る 県への 累積納付額	本年度 累積納付額	産業財産権等 に関する 届出の有無
	①=(a)	(b)	$((2) + (3)) \times 0.2$ = (c)	$((1) + (2) + (3)) = (d)$	$((b-c) a / d)$ マイナスの場合は0 を記入			

（注）各項目については、下表及び記載注意事項をもとに算出してください。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">本年度売上高 (会社全体)</th></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">うち ↓</td></tr> </table>	本年度売上高 (会社全体)		うち ↓	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">本年度経費 (会社全体)</th></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">うち ↓</td></tr> </table>	本年度経費 (会社全体)		うち ↓	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">本年度純利益 (会社全体)</th></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">うち ↓</td></tr> </table>	本年度純利益 (会社全体)		うち ↓						
本年度売上高 (会社全体)																			
うち ↓																			
本年度経費 (会社全体)																			
うち ↓																			
本年度純利益 (会社全体)																			
うち ↓																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">補助事業にかかる 本年度売上高</th></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td></tr> </table>	補助事業にかかる 本年度売上高		-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">補助事業にかかる 本年度経費</th></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td></tr> </table>	補助事業にかかる 本年度経費		=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #cccccc;">補助事業にかかる 本年度純利益 (b)</th></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td></tr> </table>	補助事業にかかる 本年度純利益 (b)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">補助事業に係る 支出額 (d)</th> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">① 補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">② 補助金年度 自己負担額 (借入金含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">③ 補助金年度 以後自己負担 額 (借入金含 む)</td> <td></td> </tr> </table>	補助事業に係る 支出額 (d)		① 補助金		② 補助金年度 自己負担額 (借入金含む)		③ 補助金年度 以後自己負担 額 (借入金含 む)	
補助事業にかかる 本年度売上高																			
補助事業にかかる 本年度経費																			
補助事業にかかる 本年度純利益 (b)																			
補助事業に係る 支出額 (d)																			
① 補助金																			
② 補助金年度 自己負担額 (借入金含む)																			
③ 補助金年度 以後自己負担 額 (借入金含 む)																			

(記載の注意事項)

- 1 補助事業に係る本年度収益額とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益全体をいいます。
- 2 控除額とは、補助事業に係る経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額の5分の1をいいます。
- 3 本年度までの補助事業に係る支出額とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出されたすべての経費をいいます。(補助金及び自己負担金)
- 4 基準納付額とは、補助事業に係る本年度収益額から控除額を差し引いた額に、補助金確定額を乗じ、本年度までの補助事業に係る支出額で除して得た額をいいます。
- 5 前年度までの補助事業に係る県への累積納付額とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付額の合計額をいいます。
- 6 本年度納付額とは、次に掲げるものをいいます。
 - (1) 基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。
 - (2) 基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

別記第16号様式（第19条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金 産業財産権取得等届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金に係る補助事業に関し、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡又は実施権の設定）をしたので、和歌山県企業ソムリエ委員会認定企業等支援補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業題目

- 2 種類（番号及び産業財産権等の種類）

- 3 内容

- 4 相手先及び条件（譲渡又は実施権の設定の場合）